

西 監 第 6 0 号
令和 8 年 8 月 1 8 日

西 条 市 長
西 条 市 議 会 議 長

越 智 三 義 殿
一 色 輝 雄 殿

西 条 市 監 査 委 員 高 橋 雄 次
西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員 高 橋 保

令和 8 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに西条市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項並びに西条市監査基準第 1 4 条第 1 項及び第 1 7 条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和8年6月15日から令和8年7月31日まで
- (2) 聴取日 令和8年7月31日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 総務課 ② 職員厚生課 ③ 情報システム課 ④ 契約課 ⑤ 財政課
- ⑥ 課税課 ⑦ 徴収課 ⑧ 会計課

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和7年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に基づき適正に行われているか等について、監査資料・関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に準拠し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監 査 の 概 要

第1 総務課

令和8年4月1日から、男女共同参画係は人権共生課に、行政改革推進係は未来共創課に移管し、市史編さん係は廃止された。

1 主な事務事業（9は人権共生課へ、10から12までの事業は未来共創課へ移管）

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| (1) 儀式、典礼等に関する事。 | (10) 行政改革の推進に関する事。 |
| (2) 議案の調整、議会の招集等に関する事。 | (11) 職務権限に関する事。 |
| (3) ほう賞及び表彰(職員表彰を除く。)に関する事。 | (12) 事務改善に関する事。 |
| (4) 文書の收受、配布及び発送に関する事。 | (13) 固定資産評価審査委員会の事務に関する事。 |
| (5) 条例、規則等の審査及び整備等法制執務に関する事。 | (14) 使用料等審議会及び行政不服審査会に関する事。 |
| (6) 個人情報保護、情報公開及び訴訟争訟に関する事。 | (15) 行政手続に関する事。 |
| (7) 告示及び公告式に関する事。 | (16) 市史記録、市民憲章、都市宣言等に関する事。 |
| (8) 基幹統計その他統計に関する事(他の所管に属するものを除く。) | (17) 支所との事務連絡及び調整に関する事。 |
| (9) 男女共同参画社会づくりの総合調整及び施策の推進に関する事。 | |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在18人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	総務係	8人（内5人任用職員（パート月給））
				法制係	3人
				男女共同参画係	2人（内2人総務係兼務）
				統計係	3人（内1人総務係兼務）
				行政改革推進係	1人（市史編さん係兼務）
				市史編さん係	3人（内1人再任用職員、1人任用職員（パート月給））

第2 職員厚生課

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 職員の人事管理及び服務に関する事。 | (8) 職員定数及び定員管理に関する事。 |
| (2) 職員の給与等に関する事。 | (9) 職員の研修及び人材育成に関する事。 |
| (3) 各種委員会等の委員の任免に関する事。 | (10) 事務室のレイアウト、事務用什器類の整備等に関する事。 |
| (4) 旅費の計算に関する事。 | (11) 内部監察に関する事。 |
| (5) 職員の福利厚生、公務災害及び労働安全に関する事。 | (12) 公益通報に関する事。 |
| (6) 職員の共済事務に関する事。 | (13) 全庁の調整に関する事。 |
| (7) 組織機構、事務分掌等に関する事。 | |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在13人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	人事研修係	5人（内1人市町村アカデミー派遣）
		給与厚生係	7人

第3 情報システム課

令和8年4月1日から、ICT推進課から情報システム課に課名変更

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| (1) 高度情報化施策の推進に関する事。 | (4) 電子計算システムの企画、開発、導入及び管理に関する事。 |
| (2) 地域情報化に関する事。 | (5) 電子情報機器に係る個人情報保護に関する事。 |
| (3) 電子行政システムの構築、運用等に関する事。 | |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在7人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	ICT推進係	6人（副課長含む。）
----	----	-----	----	--------	------------

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。）

(1) 滞納管理システム標準化対応業務

- | | |
|---|---|
| ア | 委託業務変更契約書に収入印紙の貼付がないが、不課税文書に該当するのか。 |
| イ | 当該契約については、収入印紙の貼付が必要な請負契約である。契約書收受時において、確認を徹底したい。 |
| ウ | 関係法令に基づいた適正な事務処理に努められたい。 |

第4 契約課

令和8年4月1日から、工事検査係は技術管理課に移管した。

1 主な事務事業（7及び8事業は、技術管理課へ移管）

- | | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| (1) 工事請負契約等に関する事。 | (5) 庁用備品の統括管理及び処分に関する事。 |
| (2) 全庁共通的及び主要な業務委託契約に関する事。 | (6) 物品の購入、修理等の契約に関する事。 |
| (3) 契約事務に係る指導、助言等に関する事。 | (7) 工事の検査に関する事。 |
| (4) 入札参加業者の登録に関する事。 | (8) 工事等の設計審査、指導に関する事（他の所管に属するものを除く。）。 |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在9人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	工事契約係	3人
				物品契約係	3人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
				工事検査係	2人（内1人再任用職員）

第5 財政課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 財政計画に関すること。 | (4) 地方交付税に関すること。 |
| (2) 予算の編成、配当及び執行に関すること。 | (5) 財政状況の公表及び財務報告に関すること。 |
| (3) 市債及び借入金に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	2人	財政第1係	3人（副課長1人含む。）
				財政第2係	3人
				財政第3係	2人

第6 課税課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 市民税の賦課等に関すること。 | (5) 固定資産税の賦課等に関すること。 |
| (2) 軽自動車税の賦課等に関すること。 | (6) 特別土地保有税の賦課等に関すること。 |
| (3) 市たばこ税、入湯税その他市税の賦課等に関すること。 | (7) 土地、建物、償却資産等に関する記録簿類の整備に関すること。 |
| (4) 国民健康保険税の賦課等に関すること。 | (8) 地籍図等の管理等に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在28人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	市民税係	10人
				国保税係	5人（内1人任用職員（パート月給））
				資産税係	11人（内1人任用職員（パート月給））

第7 徴収課

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| (1) 税制に関すること。 | (6) 住民登録外登録事務の総括に関すること。 |
| (2) 市税の還付及び充当に関すること。 | (7) 滞納債権の徴収等に関すること。 |
| (3) 税務関係の各種協議会等、証明に関すること。 | (8) 滞納債権に係る助言及び指導に関すること。 |
| (4) 市税の徴収、督促、滞納処分等に関すること。 | (9) その他債権管理に関すること。 |
| (5) 一定の交付金その他特定の税外収入の取扱いに関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在18人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	徴収総務係	7人（内1人任用職員（パート月給））
				徴収係	9人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
				債権管理対策係	2人（副課長含む。）

第8 会計課

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| (1) 現金及び有価証券の出納並びに保管に関する事 | (7) 決算の調製に関する事 |
| (2) 小切手の振出しに関する事 | (8) 指定金融機関等に関する事 |
| (3) 物品の出納及び記録に関する事 | (9) 支出負担行為の確認に関する事 |
| (4) 口座振替に関する事 | (10) 支出命令の審査に関する事 |
| (5) 資金計画に関する事 | (11) 会計事務の指揮監督に関する事 |
| (6) 出納員及び会計職員に関する事 | (12) 愛媛県証紙売りさばき人の指定に関する事 |

2 職員の配置状況

令和8年3月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

会計管理者兼会計課長	1人	副課長	1人	審査係	2人
				出納係	5人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）